

## 令和6年第12回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和6年12月20日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小城和之 | 出席 |
| 4番  | 市川洋  | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |      |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 大井一徳 |
| 総務学事課  | 重安千陽 |
|        | 横峰路子 |
|        | 丸茂宣潔 |
|        | 岡村篤子 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課  | 新畑房恵 |
|        | 武田宜裕 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和6年第12回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を本日12月20日一日限りとします。異議はありますか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第18号 大竹市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第18号 大竹市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 改正は第16条と第34条の3です。まず、第16条です。第16条は休業日について定めています。現在4月5日までとなっている学年始休業日を、4月7日までに改めます。次に、第34条の3です。令和7年度から、学校評議員に代わり、学校運営協議会を全ての小中学校に設置するため、学校評議員について定めているものを、学校運営協議会について定めるものに改めます。こ

の規則の一部改正は、令和7年4月1日から施行したいと考えています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 学年始めは、新しく来られた先生もいたりして始業準備が忙しいと思うので良いことだと思いますが、他の市町の様子はどうですか。

事務局 全ての市町の様子を確認した訳ではありませんが、廿日市市、東広島市、安芸高田市、北広島町が7日まで学年始休業日を取っています。

市川委員 廿日市市にいたので、今、説明があったように、7日まで学年始休業日を取ると余裕を持って学級開きができます。1日から考えると、1日は辞令交付式、2日は新しく来られた先生は全て集まって研修会がありますから、1日中潰れます。3日は職員会になりますが、新学期のことについての話になるので自分の学級については何もできない状態です。4日も靴箱に名前を貼ったり、学年で動く事が多いので、自分の学級についての準備が何もできません。5日までが学年始休業日ですと、始業式までがすごく大変になってきます。おそらく給食の準備も2日間で随分違うと思います。そういった面を考えると改正した方が良いのではないかと思います。

池田委員 学校運営協議会、コミュニティスクールを玖波小学校で試行していると思います。このこととは関係ないかもしれませんが、その様子が分かれば教えてください。

事務局 これまでもそうですが、校長から大変助けていただいていると聞いています。年間3回の予定だったのをもう少しコミュニケーションを取りたいということで、この後、もう1回冬休みですが、教職員と委員さん達のコミュニケーションをしっかりとって、来年度に向かっていきたい。学校としては大変感謝していると聞いています。

市川委員 学校運営協議会は玖波でされているとのことですが、小方と大竹でも下地はできているということでしょうか。

事務局 今、準備を進めている状況です。この3学期にしっかりと準備を進めていかなければならない期間ですので、教職員を対象に12月の冬休み期間中に、コミュニティスクールの研修会を開催して、各学校と連携をとる予定です。

小西教育長 26日に広島県の社会教育指導監から講話をいただきながら府中市での実践例を参考に大竹市全体で教職員の研修会を考えています。

小城委員 玖波小学校の学校運営協議会の委員になっていますが、地域の人の中で、高齢の方が先日、小学校2年生を対象に九九のお手伝いをするということがあったようです。問題の問いかけや、覚え方などを地域の人達が、なかなか協力されているという話を学校だよりで見たりしました。そういったことがあって良いなと思います。地域性もあるかもしれませんが、小学校に関わりたいという地域の人達は、結構多いのかなという印象です。また、先生方も同様に、お互いが同じ方向を向いていかなければならないという意識を、どう醸成していくかが大事だと思います。実際私は、木工クラブをやっていますが、それで子ども達と関わる機会が増えるのです。歩いていても、いろいろ話しかけられたりもしますが、それが楽しいと言うか、そういうことで、おじいちゃん、おばあちゃん達も元気になっていくと思うので、どんどん進めていく必要があると思います。

小西教育長 今年度の玖波の取組を教育委員会で分析させていただいて、来年度以降、大竹市全体の取組に生かしていきたいと考えています。今後その辺りの取組については、こちらの会議でも報告をさせていただきます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。  
委員一同 なし。  
小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。  
委員一同 異議なし。  
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 議案第19号 生涯学習グループ活動実施要綱の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第19号 生涯学習グループ活動実施要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 生涯学習グループの講師謝礼や会費について、物価高騰による人件費高騰に対応するため、本要綱の一部を改正するものです。変更点は2つ。まず一つ目は、講師謝礼を1時間3,000円以内から4,500円以内に改めます。二つ目は、会費を1人あたり1月4,000円以内から5,000円以内に改めます。これは生涯学習グループの一部から、謝礼金額が低く、お願いしたい講師に頼めないで謝礼金額を上げてもらいたいとの要望をうけ、公民館事業の講師謝礼金に合わせた額としたものです。また、グループによっては、人数や回数により講師謝礼が会費でまかなえない可能性があるため会費の金額も改めています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 謝礼は1.5倍に値上がりしていますが、会費の方はこれで賄えるのでしょうか。

事務局 現在グループが令和5年度末で、114グループありまして、様々な人数、様々な回数で活動されています。その中で、全件当たることは難しいので、人数のより少ないところ、一番やりくりが難しいだろうというグループをピックアップして試算した結果、1,000円ぐらいの増額で対応できると判断しました。

小西教育長 運営面で大丈夫ということですね。

事務局 はい。

市川委員 実際私は、栄公民館にいたものですから、上がっていくのは嬉しいと思います。講師の方も広島市の方から有名な方をお呼びしたい時に、交渉するのに普通は何千円などと言わないです。「おいでいただけますか。」「はい行きます。」ということで来られて、終わった時に、1時間3,500円支払って、実際はそれからまた、所得税を引かれますので、実質は3千何百円ですが、それを渡すというの、ちょっとね、本当に他に比べても低いと思っていましたので上げるのはすごく良いことだと思うし、また、良い講師を呼ぶこともこれからできるのではないかと思います。

小西教育長 その他、質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 議案第20号 令和7年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第4「議案第20号 令和7年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和7年度大竹市使用特別支援学級で使用する教科用図書については、学校教育法附則第9条により、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書や著作教科書を使用することが適当でない場合、ほかに適切な教科用図書を使用することができるかとされています。そこで、第5回定例会において承認していただいた「令和7年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校の中で特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第8回定例会において、特別支援学級で使用する教科用図書を採択して頂きました。しかしその後、第2回就学指導委員会においての審議結果をうけ、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「国語」「算数」「生活」「道徳」については、採択している教科用図書の中に適したものはありませんでした。よって、教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、基本は前年度の8月31日までに行うべきではありますが、今回は同条第2項「9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要がある場合」に該当し、提出しました。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 教科書は選定委員会を経てではなく、学校の今の実情に応じて、こういった教科書が提案されるのでしょうか。

事務局 はい。その通りです。

小城委員 その場合、その選定委員会で8月で採択するというのが基本的なルールだったと思いますが、その選定委員会の中にも、有識者の方や学校の先生方がおられると思いますが、少し穿った見方をすると、採択が終わって、また、実情に応じて「教科書はこれが良いです」と提案された場合、その先生が、教科書の出版社と繋がっていないという保障がしっかりとないと、後出しというのは、やはりどうかと思います。臨時措置など仕方ない部分はあるというのは重々承知していますが、その辺は、明確にしておいた方が疑われることもないですし、現場の実情に応じて提案されたものを踏まえて教育委員会で採択していますという筋道はしっかりとしていないといけません。

小西教育長 どのような仕組み、手順で決定しているのか説明してください。

事務局 特別支援学級で使用する教科書は、学校の中の委員、コーディネーター、校長、学年の先生等が集まって委員会を開いて選定しています。

小西教育長 選定委員会を学校内で開いて協議をして決定しているということですね。

市川委員 特別支援学級教科用図書を選定する時には、やはり子どもの能力、実態が第一なのではないかと思っています。私は人権擁護委員もしていますので、先週、1年生を対象とした人権紙芝居をしに大竹小学校に行ってきたのですがその時に、特別支援学級の教室の中にも入って、子どもたちの様子を見て来ました。子どもたちは、喜んでタブレットを出して、1人は国語、1人は算数をと、自ら進んでやっていたのがすごいなと思いました。そういったタブレット

等を教科書教材と関連させながら、より個に応じた指導をしていけば良いのではないかと思います。

池田委員 新しく特別支援学級用教科用図書が採択されるということは、特別支援に入る子どもが追加をされたという認識で良いでしょうか。

事務局 先ほどの手順の話にも繋がりますが、11月の第2回就学指導委員会の答申で、新しく特別支援学級に在籍する児童が決定した状況で、その子どもに合った教科書を選定し、上がってくるので、このタイミングになるという流れになっています。

小西教育長 その他、質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## **報告第27号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について**

小西教育長 日程第5「報告第27号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年12月大竹市議会定例会（第5回）に、議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。市議会に提出した議案は、「令和6年度大竹市一般会計補正予算第5号」です。最初に、繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものです。次に、債務負担行為の補正については、年度内に入札等を事前に実施し来年度からの速やかな業務に備えるため、債務負担行為の追加をするものです。続きまして、地方債の補正については、後程説明する補正予算の事業にあわせて地方債の限度額を変更するものです。最後に歳入歳出予算の補正についてです。まず、歳出から説明します。玖波地域交流施設整備事業では、設計業務委託料として、1千800万円を計上するものです。続いて、歳入については、歳出で説明した設計業務委託料の財源として、都市構造再編集中支援事業国庫補助金に900万円、また玖波地域交流施設整備事業債に900万円をそれぞれ計上するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

## **報告第28号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について**

小西教育長 日程第6「報告第28号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学

について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 障害のある児童生徒の就学については、大竹市の附属機関に位置づけられている「大竹市就学指導委員会」において審議・答申された後に決定すべきものですが、緊急やむをえないため、教育長において処理を行い、報告するものです。それではまず、障害のある児童生徒の就学先の決定について説明します。資料1をご覧ください。この決定にあたっては、学校教育法施行令第18条の2により、市町教育委員会は保護者及び専門的知識を有する者の意見を聴く旨定められています。よって、教育委員会が就学指導委員会に諮問をします。その諮問をうけ、就学指導委員会は小学校就学者、中学校就学者、小中学校在籍児童生徒について、専門部会で検討をします。そして最終的に、第2回就学指導委員会において、その子の障害の状態・教育上必要な支援の内容・保護者の意見等を総合的に考え、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室といった就学先を教育委員会に答申するということとなります。答申をうけ、教育委員会において決定ということになりますが、学校教育法施行令第5条及び第11条において、就学を通知する期日が入学期日の翌学年の初めから2ヶ月前（1月中に）もしくは3ヶ月前（12月中に）と定められており、入学決定通知とあわせて特別支援学級に就学及び通級指導教室の入級に関することを通知する作業を開始することが望ましいため、あわせて次年度より特別支援学級に入級することになる児童生徒の教科書の選定作業を行う必要があることから、教育長において専決をし、この場で報告をするものです。なお、プライバシーに配慮し、議案集には「対象者」「就学・入級等」「人数」のみ記載しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中田委員 大竹小・中学校に通級指導教室が置かれていないので、それに入りたくてもなかなか入れないのかといつも思っています。通級指導教室に入れるのは、普通学級に所属している子どものみが対象になりますか。

事務局 大竹小学校については、教室種別というのがあります。言語障害という教室種別で今後審査してという流れになります。それで、通常学級では難しいという児童がいれば学校から言語障害でという形で要望が上がってきています。

中田委員 新1年生が0となっていますが、これは途中で希望が上がってくれば途中からでも通級に通い始めるということは可能ですか。

事務局 委員会での審議を経てからの決定になりますので、年度の途中からでは変わることはできません。1年生の場合は2年生からということになります。

小城委員 今回の回答ですと、例えば1学期は普通学級で、2学期で検討して3学期から通級にということとはできないということですか。

事務局 はい。

小城委員 個別最適という答えを出しながら、制度上できないというのは、公平公正さがないというか、タイムリーに生徒に対応できる仕組みにしておかないと、取り残されることもあるので決して良くない、それで子どもが不登校にでもなったら本末転倒です。その就学指導委員会を臨時で開催して、すぐにそれに対応できるような仕組みにしたり、決定権をもたせるなど、やり方はいろいろあると思います。やはり、子どもの事を思えば、そういった大人の事情などは子どもには関係ないのでしっかりその仕組みを作ってあげることが大事だと思います。

小西教育長 ありがとうございます。事務局サイドもその辺りはしっかりと考えていきたいと思えます。

小西教育長 他に質問はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

## 協議・報告事項 玖波地域交流施設整備事業について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 玖波地域交流施設整備事業について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 玖波地域交流施設整備事業につきましては、昨年度、1年かけて、議会や地域市民の皆様などから意見・要望をいただきながら、新しい施設の基本構想・基本計画を策定し、それをもとに今年度、基本設計・実施設計を進めています。7月に新施設の平面プラン及び完成までのスケジュールを議会及び地域住民に説明し、そこでのご意見などを踏まえて、間取りや面積、機能などを整理してきました。本日は、去る12月13日に議会で説明しました基本設計の概要及び最新のスケジュールを説明します。まず、基本設計の概要ですが、7枚ある図面資料の1枚目をご覧ください。1階部分にロビー・フリースペース、会議室、調理室、授乳室、事務室などを配置し、2階部分にホール、和室、ロビー・フリースペースなどを配置し、3階部分に倉庫、空調機械室などを配置しています。1階部分の出入口は、図面上「アプローチ」と書かれた部分ですが、正面玄関は当初1階の東側に配置していましたが、全体の機能配置のバランスを考慮し、またバリアフリーの観点も踏まえ、北側に配置しています。正面玄関へは、建物東側の多目的駐車場から屋根付きの緩やかなスロープにより、車椅子の方でも比較的容易にアクセスできるようにしています。東側出入口は、正面玄関よりも幅が若干狭いスロープ付きの出入口となります。トイレですが、バリアフリートイレを含むトイレを東側に配置し、これに伴い、当初トイレの位置にあった1階事務室を、正面玄関が見やすい位置に変更しています。2階トイレは、同規模・同機能のものを1階トイレと同じ位置に配置しています。調理室は、当初は可動式の間仕切りによってロビーと繋がる形としていましたが、固定式のガラス壁としています。会議室は、南北の壁に鏡を設け、踊りなどに活用できるようにしています。エレベーターですが、通常の乗用エレベーターとしては大きめの15人乗りとしています。万が一、2階などからの救急搬送が必要となった場合は、十分な幅の階段からストレッチャーで搬送する形を想定しております。2階部分ですが、当初はロビーに吹抜けを設けていましたが、吹抜け部分のスペースを有効利用してほしいというご意見が多かったことから、吹抜けをやめてフリースペースとし、一部は個室利用も可能な空間としています。ホールについては、面積などに大きな変更はありませんが、住民意見を踏まえ、踊りなどに活用できるように壁面に鏡を設け、使用しない時は収納できるようにしています。3階部分については、大きな変更はありません。建物全体の延床面積は1388.45㎡で、当初の1351.9㎡から約36㎡増となっています。補足としまして、建物の東側、現在の公民館建物との間の道路に、安全対策として横断歩道の設置を検討してまいりましたが、警察署との協議において、「止まれ」の停止線がある場所には横断歩道の設置がで

きないとのことで、停止線の位置を若干後ろに下げて、カラー舗装などで歩行者の横断に対する車両の注意喚起を図りたいと考えております。次に2枚目と3枚目の資料ですが、あくまで一例ですが、机や椅子、書架などの配置イメージとなります。1階と2階それぞれのロビー・フリースペースに、交流や学習のための備品を整備したり、特に1階には図書コーナーとしての書架を設けたりするなどを考えています。ただし、具体的にどのような備品類を整備・配置し、活用するかは利用者の皆様のご意見なども踏まえて今後検討していきます。次に4枚目の資料ですが、建物の立面図となります。北側立面図を見ていただきますと、左側から緩やかに上がっていくスロープの上がりきったところが正面の出入口になっていることが分かるかと思えます。北側立面図の左側が現在の公民館の玄関の前の道路で、右側が国道2号になりますが、国道2号のほうの地盤が少し高くなっていて、浸水対策として、国道2号の地盤高に合わせて土地をかさ上げします。その際、左側の道路部分は地盤高が変わらないため、正面出入口までは緩やかなスロープになります。次に5枚目の資料ですが、現在の公民館の建物の跡地に整備する新しい駐車場の平面図となります。駐車可能台数が一般車両28台、多目的駐車場2台の計30台となります。また、駐車場の西側の「イベントスペース」と書かれている部分は、イベントなどでの使用がない場合は、駐車場として4台分駐車が可能です。車両の出入口は北側2ヶ所で、駐車区画の南側と北側にそれぞれ歩行者の動線を確保しています。イベントスペース南側に自転車置き場を設けると共に、災害時にも使用できるマンホールトイレを整備し、使用する際には施設に保管している囲いを設置してトイレとして使用いたします。最後、6枚目の資料は、現在の建物の間取りを基に作成したイメージパースです。あくまでイメージであり、建物の色合いその他の詳細は今後詰めてまいります。引き続き、今後のスケジュールについてです。昨年7月に説明させていただいた時点からの変更点として、現在の公民館建物の解体工事の開始を令和8年6月からとじていましたが、工程を精査し、工事期間の見直しなどを行った結果、解体工事の開始を令和8年8月からとし、また開館準備期間を当初の3ヶ月から2ヶ月に短縮した結果、新施設の整備を令和9年2月末までに完了することとしました。これにより、公民館休館期間を当初10ヶ月とじていましたが、7ヶ月に短縮し、新施設の供用開始を令和9年3月に前倒しすることとしています。また、現在の消防屯所や水防倉庫を解体し、駐車場を更地にする工事を令和7年6月から開始するため、現在の駐車場が利用できなくなることから、代替の駐車場として、近隣の民間駐車場を借り上げる予定です。その他のスケジュールについては大きな変更はありません。なお、地域交流施設の整備に関連する施設整備として、消防屯所を玖波小学校下の、JRの線路沿いの市有地に移転新築すること、休日診療所を旧なかはま保育所の敷地に移転新築する計画がありますので、併せて資料に掲載しています。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ご意見がありましたら併せてお願いします。

小城委員　　最初の頃から公民館での説明会でも話を聞かせてもらってきた中で、しっかり形になっているなというのが第一印象です。ただ、1枚目の2階のフリースペースですが、元々吹き抜けのところを部屋にして、というのも確かに地域の人の要望であったと思いますが、私はやっぱり1階と2階の繋がりというか、

1階の天井がある程度高さがあってストンと広いだけなんです。できれば、ロビーの辺り、階段の前のエレベーターの前のところには1本柱があると思いますが、この辺りで少しでも吹き抜けがあった方が良く、上と下の繋がりや、やっぱり大事だと思います。個人的な意見になりますが、地域の人に言われたまま塞いでやるとかではなく、最初に吹き抜けを設けていた意図をもう1回見直して欲しいというのが1点。それから私は仕事柄図面をよく見る機会がありますが、この最後のパースのイメージです。真ん中の下の敷地内通路の大きな軒（のき）の件ですが、これは、1階のアプローチに入るために大きく取ってあると思いますが、一番上の平面図を見たときに、国道側のアプローチのところに行くところまで、その軒を伸ばして欲しいです。やっぱり雨をしのぐことは大事です。建築面積が増えるとか、そういった要件もいろいろあると思いますし、イメージパースを見ても確かに地域に溶け込む外観というのは重々分かっていますが、少し暗いイメージで、やはり日本の一般的な建築には、軒がないと、鉛筆みたいな感じの外観になるので、ちょっともったいないです。建築面積的に結構ギリギリだと思いますし、凄く攻めてるプランだと思いますが、その辺をもうひと頑張りして欲しいなと思います。せつかくここまで外観やプランができているのでもうひとアレンジ欲しいなと。これだと、いかにも公共施設のよくある箱物で、もうちょっと玖波のまちに溶け込ませるためには、日本の建築の形というのを意識してもらえたら嬉しいです。

事務局 建築面積のこともご指摘いただきましたが、吹き抜けに関しては、1階と2階の繋がり・一体感という点から、また1階から2階がどのような状況になっているかが分かるよう、当初プランとして入れた部分があります。スペースの有効利用に対する意見が非常に多く、また2つの施設を統合して1つの施設にする中で、どれだけその機能を確保できるか、そのために有効利用できる面積はどのぐらいかを考える中で、最終的な判断として吹き抜けをやめることとしたものです。また、軒についても、当然設計業者との協議では、国道2号のところまで伸ばしたいという意見を伝えましたが、建ぺい率等の問題で厳しい状況でしたので、せめて正面と東側の2ヶ所のアプローチ及びその動線はカバーできるようにしたというのが実情です。また、デザインに関しましては、本当にいろいろなご意見が出るだろうと思っておりますが、玖波公民館の中に大事に飾られている昔の街並みの絵やそこに書かれた文章などから、ふさわしいイメージを構築しようと考えていますし、間取りがある程度決まっているため、ある程度デザインも限定されてくる面はありますが、その中でも、玖波のまちに少しでも溶け込むものになるよう、今後詰めていくこととなりますので、またいろいろなご意見を聞きながら最終的に整理したいと思っております。

小城委員 本当におっしゃる通り、いろいろ苦労されていることが伝わります。既に途中の段階でいろいろ意見として上がってきた内容を反映されたものだと理解した上で、あくまでも私の一意見として、あえて伝えさせていただきました。

小西教育長 ありがとうございます。できる限り、その辺りについては考えていきたいと思っております。

小西教育長 他に質問はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、

字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同  
小西教育長

異議なし。

異議なしと認めます。よって字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和6年第12回教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時34分】

.....